【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（外国会社四半期報告書の提出等）

**第十七条の十七**　法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社四半期報告書及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

２　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「３　財政状態及び経営成績の分析」

二　「第一部　企業情報」の「第６　経理の状況」の「１　四半期財務書類」

３　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

４　法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社四半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二　第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表

５　第十七条の三第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（外国会社四半期報告書の提出等）

**第十七条の十七**　法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社四半期報告書及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

２　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「３　財政状態及び経営成績の分析」

二　「第一部　企業情報」の「第６　経理の状況」の「１　四半期財務書類」

３　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとする。

４　法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社四半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二　第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表

５　第十七条の三第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。

（改正前）

（新設）